

別表第 11 (第 30 条関係)

(1) 生活騒音・振動

工場、事業場から発生する騒音および振動、建設作業騒音および振動または交通騒音および振動以外の騒音・振動であって、主として住居等の場所における日常生活活動に伴い、常時継続して発生する騒音および振動をいうものとし、おおむね次の例示のとおりとする。

- ア 空気調整の用に供する設備等から発生する騒音および振動
- イ テレビ、ラジオ、ステレオ、オーディオ等音響機器から発する騒音および振動
- ウ 洗濯機、冷蔵庫等電気機器から発生する騒音および振動
- エ ピアノ、オルガン等楽器から発生する騒音および振動

(2) 生活騒音・振動に係る規制基準

ア 騒音

(単位 : デシベル)

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕方	夜間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで
第 1 種区域	45	50	45	40
第 2 種区域	50	55	50	45
第 3 種区域	60	65	65	55
第 4 種区域	65	70	70	60

備考

- 1 騒音の測定場所は、当該騒音の影響の及ぶ住宅等の敷地境界線または敷地内とする。
- 2 騒音の測定方法は、別表第 8 の備考 2 および備考 4 に掲げるとおりとする。
- 3 「第 1 種区域」、「第 2 種区域」、「第 3 種区域」および「第 4 種区域」は、別表第 8 の備考 6 に掲げる区域の区分による。

イ 振動

(単位 : デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間		夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで		午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60		55
第 2 種区域	()	65	60
	()	70	65

備考

- 1 振動の測定場所は、当該振動の影響のおよぶ住宅等の敷地境界線または敷地内とする。
- 2 振動の測定方法は、別表第 9 の備考 2 および備考 4 に掲げるとおりとする。
- 3 「第 1 種区域」、「第 2 種区域 ()」および「第 2 種区域 ()」は別表第 9 の備考 7 に掲げる区域の区分による。